

とちぎ福祉サービス第三者評価 推進機構ニュース

2015.7
第42号

発行:とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構(栃木県社会福祉協議会内)
TEL.028-622-7555 FAX.028-622-2316 ホームページ <http://www.tfhs.jp>



評価結果を公表しました

H 27. 3. 19 ~ H 27. 6. 30 (公表順)

※詳細はホームページ、または
当推進機構事務局にて閲覧する
ことができます。

<http://www.tfhs.jp>

児童養護施設
アリスとテレス ★

評価機関

NPO法人アスク

栃木市
いわふね保育園

評価機関

(一社) 栃木県社会福祉士会

那須烏山市
七合保育園

評価機関

NPO法人アスク

栃木市
おおつか保育園

評価機関

NPO法人
International Social
Service Culture Center

栃木市
大平南第1保育園

評価機関

NPO法人
International Social
Service Culture Center

栃木市
三嶋保育園

評価機関

NPO法人
International Social
Service Culture Center

那須塩原市
なべかけ保育園

評価機関

NPO法人アスク

宇都宮市
松原保育園

評価機関

NPO法人アスク

たから保育園

評価機関

NPO法人
International Social
Service Culture Center

児童養護施設
きずな

評価機関

NPO法人
International Social
Service Culture Center

グリーンナーサリー

評価機関

(株) 大高商事

児童養護施設
明和園 ★

評価機関

NPO法人
ライフサポート楽楽(千葉県)

壬生町就労支援施設
むつみの森

評価機関

(一社) 栃木県社会福祉士会



★ 全国社会福祉協議会ホームページで公表

<http://www.shakyo-hyoka.net/search/index.php>



平成27年4月

「福祉サービス第三者評価受審支援補助制度」創設
この機会に評価受審をご検討ください

栃木県社会福祉協議会において、福祉サービス事業者における福祉サービス第三者評価の受審費用に係る負担を軽減し、受審率向上に資するため、H27年度より第三者評価の受審費用に対する補助制度が創設されました。



○助成金額 受審料の実費額（1事業所につき30万円を限度とする）

○助成対象 図1を参照してください。

※社会福祉法人栃木県社会福祉協議会福祉サービス
第三者評価受審料補助金交付要綱第5条に掲げる
要件を満たす者

○応募方法 必要書類を県社会福祉協議会へ郵送で送付してください。直接の持参や電子メール、FAXでの受付はいたしません。なお、予算額に達し次第受付を終了します。申請のながれは、図2を参照してください。

○問い合わせ・応募先

〒320-8508

栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会

TEL 028-622-7555

○関係書類 要綱・関係書類のダウンロードは、こちらからお願いいたします。

<http://www.tochigikenshakyo.jp/kikou/hyoukahojyo.html>

◆とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構認証の評価機関◆

認証番号	評価機関名	住所	電話番号
と評機05-01	特定非営利活動法人 International Social Service Culture Center	〒329-2213 塩谷町大字熊ノ木1099-1	0287-45-0068
と評機05-02	株式会社 アールピーアイ栃木	〒320-0851 宇都宮市鶴田町1333-1	028-647-3166
と評機05-03	特定非営利活動法人 アスク	〒325-0074 那須塩原市松浦町118-189	0287-62-4310
と評機06-03	株式会社 大高商事	〒320-0075 宇都宮市宝木本町1474-5	028-665-1911
と評機08-01	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ	〒540-0028 大阪市中央区常盤町2-1-8 MIRO谷町4F 〒321-0162 宇都宮市大和2-12-27小牧ビル3F	06-6941-5220 028-659-8498 (ナルク栃木福祉調査センター)
と評機08-02	一般社団法人 栃木県社会福祉士会	〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ	028-600-1725
と評機12-01	社会福祉法人 蓬愛会	〒321-3303 芳賀郡芳賀町稲毛田1887-4	028-677-2811

【図 1】 ※要綱第5条-(1) サービス評価を受審する事業所が県内にあること。ただし、宇都宮市に所在する事業所を除く。

高 齢

指定介護老人福祉施設

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 地域密着型特別養護老人ホーム

養護老人ホーム

軽費老人ホーム

障 害

障害者支援施設

- ・ 施設入所支援
- ・ 生活介護
- ・ 就労継続支援B
- ・ 就労移行支援

福祉型障害児入所施設

【図 2】

福祉サービス第三者評価 受審支援補助制度申請のながれ

 事業者
 県社協

※ 補助金交付申請は、事業者から県社協へお願いします。 福祉サービス第三者評価受審については、事業者と評価機関との契約になります。
また、申請は郵送にて随時受け付けますが、予算に達し次第締め切ります。評価結果の報告は、当該年度の3月1日までに行ってください。

(1) 交付申請

提出書類

受審料補助金交付申請書

添付書類

- ①評価機関発行の見積書写し
- ②評価機関との契約予定期間がわかるもの
- ③納税証明書(県税の全税目において過去3年間で滞納がないことを証明するもの)
- ④受審料補助金に係る同意書

(2) 交付決定

審 査

(2週間程度要します)

交付決定通知送付

(3) 評価受審

評価機関との契約による
(概ね5ヶ月程度)

(4) 結果報告

提出書類

受審完了報告書(提出期限3月1日)

添付書類

- ①評価機関との受審契約書の写し
- ②評価機関発行の領収書写し
- ③サービス評価受審結果報告書の写し
- ④サービス改善計画書及び改善実施状況報告書

(5) 補助金確定

審 査

補助金確定通知送付

(6) 交付請求

提出書類

補助金交付請求書

(7) 補助金交付

受審を検討される際に、ぜひ受審事業所の評価結果を参考にしてください



- ・ 県内評価結果は当機構ホームページをご覧ください。 <http://www.tfhs.jp>
- ・ 全国社会福祉協議会認証機関による社会的養護関係施設の評価結果はこちらをご覧ください。 <http://www.shakyo-hyouka.net/search/index.php>

子ども子育て支援新制度と第三者評価

「量的拡充」と「質の改善」の関係について

- 「量的拡充」と「質の改善」は二者択一の関係にあるものではなく、両者は車の両輪として取り組む必要。
- 子ども・子育て支援法においては、基本理念の1つとして「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」（第2条第2項）としており、「質の改善」に取り組む必要がある。



第三者評価等の受審費用の支援

※まずは5年に1度（半額補助）

→3年に1度（全額補助）

質の改善の項目に
第三者評価の推進が
挙げられています。

参考：内閣府 子ども子育て支援新制度について（平成27年5月）

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構

平成27年度事業計画

○各研修のお申込みについては、要項決定次第ホームページに掲載するとともに評価機関へお知らせします。

- 6月 第1回基準等部会（9日）
- 8月 社会的養護関係施設評価調査者継続研修（10日、12日）※
- 9月 福祉サービス第三者評価推進シンポジウム（1日） ☆詳細はホームページをご覧ください。
- 9月 評価調査者養成研修（4日、7日、10日、17日【実習】、28日）
- 10月 第2回基準等部会（22日）／認証部会
- 11月 評価調査者継続研修（30日）※
- 12月 評価調査者継続研修（7日）※
- 3月 運営委員会

※社会的養護継続研修・評価調査者継続研修は、
2日間のうちいずれかの日程で受講

♪ 4月から担当者が変わりましたよろしくお願いたします♪



事務局長
岡崎 真弓

事務局
中田 いず美

三浦 正代

訂正：推進機構ニュース41号 平成26年度受審件数の記事で、表の右上の年度が違っていました。正しくは、H27.2月末現在です。訂正してお詫び申し上げます。

推進機構ニュース第42号 平成27年7月発行

発行：とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6（社会福祉法人栃木県社会福祉協議会内）

TEL 028-622-7555 FAX 028-622-2316

★E-mail : info@tfhs.jp

★ホームページ : <http://www.tfhs.jp>

■第三者評価事業に関するご意見・ご要望がありましたら、お寄せ下さい■